

入 札 説 明 書

- ・ 入札説明書
- ・ 入札心得
- ・ 契約書（案）

入 札 説 明 書

支出負担行為担当官
林 野 庁 長 官

この度、下記により一般競争入札を執行するので、希望があれば入札に参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 1号物件：森林官制服（靴Aタイプ）の購入
2号物件：森林官制服（靴Bタイプ）の購入
- (2) 仕様・数量 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和7年11月28日
- (4) 納入場所 仕様書のとおり

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、競争に参加する者が未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において、登録されている者であること。
- (4) 6の(2)の提出書類の提出期限の日から、7の入札執行の日までの間において、林野庁長官から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けていないこと。

3 電子調達システムの利用

本件は電子調達システムを利用して、入札等を電子入札方式により実施することができる対象案件である。

4 入札方法

1の(1)の物件ごとにそれぞれ入札に付する。1の(2)の仕様・数量等により、本体価格のほか梱包輸送費等購入に要する一切の諸経費を含めた総価により入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場 所 林野庁国有林野部管理課福利厚生室施設営繕班労務厚生係(北別館7階ドアNo.北706) 電話番号 03-3502-0746 (直通)
- (2) 日 時 令和7年6月25日～令和7年7月10日(ただし、行政機関の休日を除く。)午前10時～午後5時
(入札説明書は、林野庁のウェブサイト、調達ポータル(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>))のほか上記交付場

所において無料にて交付する。郵送又はメールによる入札説明書の交付を希望する場合は、5（1）まで電話で問い合わせること。）

- （3）入札説明書 入札説明書には、入札書・委任状・仕様確認書、入札心得、契約書（案）を含む。

6 証明書等の提出場所及び期限

この一般競争に参加を希望する者は、以下の日時までに証明書等を提出すること。

- （1）提出場所 （紙入札による場合）林野庁林政部林政課会計経理第1班支出負担行為第1係（本館7階ドアNo.本759）
電話番号 03-6744-2282（直通）
※郵送・信書便による送付又は持参とし、FAX等は不可とする。
※郵送・信書便による送付の場合は、配達記録が残るようにすること。
（電子入札による場合）電子調達システムにより提出する。
- （2）提出期限 令和7年7月14日午後5時
- （3）提出書類 仕様確認書（別紙様式第4号） 1部
資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し 1部
※提出期限厳守のこと。

7 入札執行の場所及び日時

- （1）場所 （紙入札による場合）林野庁入札室（本館7階ドアNo.本766）
（電子入札による場合）電子調達システムにより提出する。
- （2）日時 1号物件：令和7年7月16日午前11時00分
2号物件：令和7年7月16日午前11時30分
ただし、郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）による入札書の受取期限については、令和7年7月14日午後5時必着とする。

8 再度入札

開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこともあるため、再度入札を希望する場合、紙入札による入札者は入札書を持参、電子調達システムによる入札者は電子調達システムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

ただし、郵送による入札があった場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。場所、日時、入札締切等については応札者全員にメールや電話等で通知する。

9 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札保証金及び契約保証金

免除する。

11 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

12 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

13 入札における留意点

入札書を提出する際には、2 の（3）に規定する資格を得ている者に交付される「資格審査結果通知書」の写しを持参、郵送又は電子調達システムにより林野庁林政課支出負担行為第 1 係（本館 7 階 ドア No. 本 759）へ提出し、入札資格の確認を領すること。これを提出しないこと等により資格が確認できない場合は、入札に参加できない場合がある。

14 その他

（1）入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2）入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

（3）このほか、入札心得による。

1. 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林 水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当庁のホームページ

（https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf）を御覧下さい。

2. 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

入 札 心 得

（総則）

第1条 林野庁長官の所掌に属する物品の製造等の請負契約、物品の買入れ契約、委託契約その他の契約に関する入札については、法令等に定めるもののほか、この心得によるものとする。

（入札等）

第2条 入札参加者は、あらかじめ入札の公告、仕様書、契約書案等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書（別紙様式第1号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、宛名及び入札件名を表記し、入札の公告に示した日時までに入札しなければならない。ただし、電子調達システムによる入札参加者は、入札書提出入力画面上において入札書を作成し、公告又は指名通知書に示した日時までに提出し、入札書受付票を受理しなければならない。

3 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わず、その引換え、変更又は取消しをすることができない。

4 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その入札前に代理人の資格を示す委任状（別紙様式第2号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

7 入札参加者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条第1項の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。

8 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第3号）について入札前に確認しなければならない。入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の入札）

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）競争に参加する資格を有しない者のした入札

- (2) 委任状のない代理人のした入札
- (3) 記名のない入札(電子調達システムによる場合は、電子証明書を取得していない者のした入札)
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- (7) 入札時刻に遅れてした入札
- (8) 暴力団排除に係る誓約事項(別紙様式第3号)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第6条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。この場合第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。
- 3 第1項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。
- 4 郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

(落札者の決定)

第7条 予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、有効な入札書を提出した入札者の中から、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 2 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、結果を落札者及び最低価格入札者(最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ)に通知し、他の入札者にはその旨お知らせする。

(同価格の入札)

第8条 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者又は郵便による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

第9条 落札者は、契約書を作成するときは、林野庁長官から交付された契約書の案に記名押印の上、別途指示のあった期間内に林野庁長官に提出しなければならない。ただし、林野庁長官が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。

- 2 林野庁長官は、落札者が第1項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。

(異議の申立)

第 10 条 入札をした者は、入札後この心得、入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第 11 条 この心得に定めるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
林 野 庁 長 官 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(代理人氏名)
(復代理人氏名)

¥

ただし、「__号物件：森林官制服（靴__タイプ）の購入」の代金額

上記のとおり、入札心得、入札説明書等を承諾の上、入札します。

- (注) 1. 提出年月日は必ず記入のこと。
2. 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
3. 金額の訂正はしないこと。
4. 用紙の寸法は、A4判とし、縦長に使用すること。
5. 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
6. 括弧内は、（復）代理人が入札するときに使用すること。
7. 委任状は別葉にすること。

委任状

私は、
を（復）代理人と定め、支出負担行為担当官林野庁長官の発注する「__号物件：森林官制服（靴__タイプ）の購入」に関し、下記の権限を委任します。

記

- ・入札及び見積に関する一切の権限
- ・（復代理人の選定に関する一切の権限）

令和 年 月 日

住	所
商号又は名称	
代表者氏名	
〔	代理人所属先住所
	代理人所属先・役職
	代理人氏名
〕	

支出負担行為担当官
林 野 庁 長 官 殿

- （注） 1．用紙の寸法は、A4判とし、縦長に使用すること。
2．復代理人を選定する場合は、適宜括弧内を記載すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。

仕 様 確 認 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
林 野 庁 長 官 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

林野庁が執行する一般競争入札「__号物件：森林官制服（靴__タイプ）の購入」に参加し、落札者となった場合は、下記の物品を納入いたします。

記

☐ 仕様書に掲げる下記の参考品を納入します。
「製造者名・品名・カラー： _____」

☐ 別添資料に掲げる同等品を納入します。
「製造者名・品名・カラー： _____」

- （注） 1．該当する内容に ☐ をつけてください。
2．同等品を納入する場合は、製品の仕様・価格がわかるカタログ又は見本品等の資料を添付してください。

物品売買契約書 (案)

- | | |
|--------------|--|
| 1. 件 名 | 森林官制服（靴〇タイプ）の購入 |
| 2. 契約金額 | 金〇,〇〇〇,〇〇〇円
(うち、消費税及び地方消費税の額〇〇〇,〇〇〇円) |
| 3. 品名、数量及び単価 | 〇〇、〇足、単価〇,〇〇〇円(税抜) |
| 4. 納入期限 | 令和7年11月28日 |
| 5. 納入場所 | 別紙のとおり |
| 6. 契約保証金 | 免除 |

上記品目（以下「物件」という。）について、支出負担行為担当官 林野庁長官 青山 豊久（登録番号 T8000012050001）（以下「甲」という。）と、株式会社〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、上記各記及び次の条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関 1-2-1
支出負担行為担当官
林野庁長官 青山 豊久

乙

契 約 条 項

(目的)

第1条 乙は、この契約に基づき、物件を納入期限内に納入するものとし、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

(甲の指示)

第2条 乙は、この契約の履行について、売買契約上必要な慣行に属する事項又はこの契約に関して疑義を生じた場合は、甲の指示に従うものとする。

(乙の履行遅延)

第3条 乙は、頭書の納入期限までに物件を納入できない場合には、あらかじめ、甲に対し遅延の理由及び納入見込日時を明らかにした書面を提出し、納入期限の延長の承認を受けなければならない。

第4条 甲は、乙が頭書の納入期限までに物件を納入できない場合には、前項に定める承認の有無にかかわらず、乙に対し遅延金を請求することができるものとする。ただし、当該遅延が天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合は、この限りでない。

2 前項に定める遅延金は、遅延日数1日につき契約金額に対して年3.00%の割合で計算した額とする。

3 第1項に定める遅延金の請求は、甲が第10条の規定によりこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げない。

(検査)

第5条 乙は、物件を納入したときは、直ちにその旨を甲及び納入場所の長に通知するとともに、甲が委任した職員又は委任した職員が命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 検査職員は、乙から前項に定める通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

3 乙、乙の運送取扱人等は、検査に立ち会い、検査職員の指示に従って検査に必要な措置を講じなければならない。この場合において、乙、乙の運送取扱人等が検査に立ち会わないときは、乙は検査の結果に対し異議を申し立てることができない。

4 甲は、前項の検査に合格した旨を通知したときをもって物件の引渡しを受けたものとする。

5 検査職員は、検査の結果不当な箇所を発見した場合には、乙に対し、相当の日時を定めて引換又は補修を請求することができる。この場合、乙は直ちに引換又は補修を行い、再度検査を受けなければならない。

6 検査及び納入に要する経費は、全て乙の負担とする。

(所有権等の移転)

第6条 この契約に基づく納入物件の所有権は、前条に定める検査に合格したときに、甲に移転するものとする。この場合、納入に必要な容器外包は、特別の定めのない限り甲の所得とする。

(契約不適合責任等)

- 第7条 乙は、物件の納入後1箇年間は、物件の性能、品質等について補償するものとする。
- 2 前項に定める補償期間内に、物件に破損、変質、性能の低下等の契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）場合は、甲は、乙に対し、相当の日時を定めて当該契約不適合を補修させることができる。
- 3 甲が、当該契約不適合により不当な損害を被った場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(契約代金の支払い等)

- 第8条 乙は、全ての物件を納入し、第5条第2項に定める検査に合格したときは、所定の手続により契約金額の支払いを請求するものとする。
- 2 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、請負代金を乙に支払わなければならない。ただし、受領した乙の支払請求書が不適当なために乙に返送した場合には、甲が返送した日から乙の適法な支払請求書を受領した日までの日数は、これを約定期間に参入しないものとする。
- 3 甲が、第5条第2項に規定する期限までに検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の支払期間の日数から差し引くものとする。ただし、この遅延期間の日数が支払期間の日数を超える場合は、その超える日数に応じ遅延利息を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

- 第9条 乙は、甲が甲の責に帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わない場合には、甲に対し遅延利息を請求することができる。
- 2 前項に定める遅延利息は、支払期限の翌日から支払当日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.5%の割合で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満である場合及び100円未満の端数については、甲は前項の定めにかかわらず、遅延利息を支払うことを要しないものとする。
- 3 支払遅延が天災その他やむを得ない理由によると認められる場合は、当該理由の継続する期間はこれを約定期間に参入せず、また、遅延利息を支払う日数に参入しないものとする。

(契約の解除等)

- 第10条 甲は、甲の必要により、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。
- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わないものとする。
- (1) 乙が、天災その他乙の責に帰することができない理由により、この契約の解除を申し出た場合
- (2) 乙が、この契約に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められる場合、又は正当な理由がなく義務を履行せず、若しくは履行する見込みがないと認められる場合

- (3) 乙又は乙の使用人がこの契約に関し不正行為を行った場合
- (4) 乙又は乙の使用人が第5条に定める検査職員の検査を妨げた場合
- (5) 乙が、破産の宣告を受けた場合又はそのおそれがあると認められる場合
- (6) 乙が、乙の都合により、この契約の解除を申し出た場合

(違約金)

第11条 甲は、前条第2項第1号に定める理由によりこの契約を解除した場合には、乙に対し違約金を請求しないものとする。

- 2 甲は、前条第2項第2号から第6号までに掲げる理由によりこの契約を解除した場合には、違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額の支払いを乙に請求することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第12条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第13条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条

第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第15条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 16 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前 2 条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第 17 条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 18 条 甲は、第 14 条、第 15 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第 14 条、第 15 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りでない。
- 4 前 2 項に規定する損害賠償の額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 19 条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(債権債務の相殺)

第 20 条 甲は、この契約の定めるところにより乙から甲に支払うべき債務が生じた場合には、契約金額と相殺することができる。この場合、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超えるときは、乙は、その超える金額を甲の指示により納入しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 21 条 乙は、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社、信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は、次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留すること。

(2) 乙から売掛債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）は、譲渡対象債権について、前項ただし書に規定する者以外の者への譲渡し、質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 甲は、乙による売掛債権の譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 前項の場合において、譲受人が甲に対して債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知又は民法第 467 条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

4 第 1 項ただし書に基づいて乙が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(秘密の保持)

第 22 条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た業務上の秘密及び個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を業務の遂行以外に使用し、又は提供してはならない。

2 乙は、保有した業務上の情報及び個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 前 2 項については、この契約の履行が終了した後においても同様とする。

(疑義の解決)

第 23 条 前条のほか、この契約について疑義を生じた場合には、甲、乙協議の上、解決するものとする。